

千葉県報

定例
令和7年4月1日

主要目次

- 告示
土地改良区の合併
人事委員会告示
令和五年度採用候補者名簿の失効
公安委員会告示
道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定
道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定
警備員指導教育責任者講習の実施（二件）
千葉県暴力追放運動推進センターの名称の変更
平成十四年千葉県公安委員会告示第十三号の一部を改正する告示
令和七年度調理師試験の実施
特定調達公告
入札公告

告示

- 千葉県告示第二百八十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を令和七年三月三十一日付けで認可した。
令和七年四月一日
千葉県知事 熊谷 俊人
- 合併により設立する土地改良区の名称
市原市戸田土地改良区
- 合併により解散する土地改良区の名称
戸田中央土地改良区及び市原市中高根土地改良区

人事委員会告示

- 千葉県人事委員会告示第一号
職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）第二十九条第一

号の規定により、次に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された全ての採用候補者名簿を令和七年三月三十一日をもって失効させた。

令和七年四月一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

- 令和五年度千葉県職員採用上級試験
- 令和五年度千葉県職員採用中級試験
- 令和五年度千葉県職員採用初級試験
- 令和五年度千葉県資格免許職員採用試験
- 令和五年度千葉県市町村立学校事務職員採用中級試験
- 令和五年度千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験
- 令和五年度千葉県警察官採用試験（県内第一回）
- 令和五年度千葉県警察官採用試験（県内第二回）
- 令和五年度千葉県警察官採用試験（県外共同募集）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。

令和7年4月1日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更に係る事項			変更年月日
		代表者の氏名	変更前	川島 和	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる課程	稲毛自動車教習所				平成31年2月25日

千葉県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定について次のとおり変更届があった。

令和7年4月1日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

令和7年4月1日（火曜日）

運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	変更に係る事項			変更年月日
		代表者の氏名	変更前 変更後	川島 肇 和	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	稲毛自動車教習所				平成31年 2月25日

千葉県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和7年4月1日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩 子

1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間
令和7年6月3日（火曜日）から12日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所

千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

4 受講対象者

（1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

（3）規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の

検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講定員

50人

6 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

（1）受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和7年4月21日（月曜日）から25日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

（2）受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

（3）受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

（ア）4（1）に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下

「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し (オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110	という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 検定規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和7年4月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等
千葉県公安委員会告示第12号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和7年6月9日(月曜日)から12日(木曜日)までの午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階 4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」	

令和7年4月1日（火曜日）		報 告		千 葉 県		第 1 4 0 2 8 号	
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議		公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター		受講者として決定された者は、講習規則別記録式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。			
2 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第14号 平成14年千葉県公安委員会告示第13号（出資法人の情報公開に関する告示）の一部を次のように改正する。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子 「公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議」を「公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター」に改める。				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。	
1 変更年月日 令和7年4月1日		千葉県公安委員会告示第13号 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があった。 令和7年4月1日 千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子				イ 受講申込書受付期間等 令和7年5月12日（月曜日）から16日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既	

(ア) 提出期限 令和7年4月15日午後5時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Winter Jackets, Class I, for Male Police Officers and Thirteen Other Items (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 9 May, 2025 (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110		
--	--	--